

<公告>

当組合の健康保険料率及び介護保険料率を下記のとおり変更することとし、平成23年3月1日(平成23年3月度保険料、ただし法第3条4項の規定による被保険者の規定による被保険者については、平成23年4月分保険料)から実施する。

1、健康保険料率

一般保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	24. 28/1000	35. 275 /1000
	被保険者	24. 28/1000	35. 275/1000
	調整保険料率	1. 44/1000	1. 45/1000
	計	50. 00/1000	72. 00/1000
実施年月日		平成22年 3 月 1 日	平成23年 3月 1日

2、介護保険料率

介護保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	6. 00/1000	7. 50/1000
	被保険者	6. 00/1000	7. 50/1000
	計	12. 00/1000	15. 00/1000
実施年月日		平成22年 3 月 1 日	平成23年 3月 1日